

マナーを守って正しい狩猟

＜生活安全企画課＞

11月15日から、狩猟期間に入ります。

ハンターの皆さんは、ルールとマナーを守って正しい狩猟を行うよう心がけ、事故の防止に努めてください。

◎ 昨年の猟銃等による人身事故

昨年、県内での事故の発生はなかったものの、全国では12件発生しました。

事故を起こした方の特徴としては、12名中8名が60歳以上の方であり、このうち5名が猟銃等の所持歴が20年以上の方となっています。

発生件数	12件
死傷者数	13名
死者	1名
重傷者	6名
軽傷者	6名



暴発	9件
矢先の安全不確認	1件
その他	2件

このほか、猟銃等に係る違反が178件発生しています。

◎ ハンターの皆様へのお願い

例年、狩猟期間中に猟銃等による事故や違反が多発していますので、次のことに十分注意して事故の未然防止に努めてください。

- ☆ 狩猟期間前に射撃練習を行い、銃の取扱いに慣れていますか。
- ☆ 事前に狩猟区域を確認していますか。
- ☆ 実包の装てんは、発射直前に行い、必要がないときは必ず脱包して薬室を開放していますか。
- ☆ 識別しやすい服装を着用していますか。(安全ベストの着用)
- ☆ リーダーの指揮下で行動していますか。
- ☆ 猟場の地形や仲間の位置などを含めた周囲の状況を把握、矢先の安全確認を行い発射していますか。
- ☆ 無理な行程で疲れたり、睡眠不足などで注意力が散漫になっていませんか。

もう一度、自分の行動を見直してみましょう。

◎ レジャー等で山に入られる皆様へのお願い

県内では毎年11月15日～翌年2月15日まで狩猟期間となっています。期間中、レジャー等で山に入られる方は、銃声のする方向には近づかないようにしてください。

※ イノシシについては、11月1日～翌年3月31日まで（11月1日～11月14日、3月16日～3月31日の期間は銃器を使用できるのは止めさしに限ります。）